

## 第6号様式別表9記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下「平成23年旧法人税法」といいます。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
2「控除前所得金額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 第6号様式別表5を添付する法人 第6号様式別表5の㉔の欄の金額から第6号様式別表10の㉑の欄又は同表の㉔の欄の金額を控除した金額 (2) その他の法人 第6号様式の㉔の欄の金額から第6号様式別表10の㉑の欄又は同表の㉔の欄の金額を控除した金額	
3「所得金額控除限度額②」	(1) 次に掲げる法人にあっては、①の欄の金額を記載します。 なお、この場合には、「80又は」を抹消してください。 (イ) 次に掲げる法人（特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人を除きます。） i 普通法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（法人税法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます。） ii 公益法人等又は協同組合等 iii 人格のない社団等 (ロ) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社 (ハ) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人 (ニ) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人 (ホ) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人 (2) (1)に掲げる法人以外の法人で、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第14条第2項の適用を受ける法人にあっては、次に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) 平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度 ①の欄の金額 なお、この場合には、「80又は」を抹消してください。 (ロ) (イ)に掲げる事業年度以外の事業年度 ①の欄の金額に100分の80を乗じて計算した金額 なお、この場合には、「又は100」を抹消してください。 (3) (1)及び(2)に掲げる法人以外の法人にあっては、次に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) 平成24年4月1日以前に開始した事業年度 ①の欄の金額 なお、この場合には、「80又は」を抹消してください。 (ロ) 平成24年4月1日以後に開始する事業年度 ①の欄の金額に100分の80を乗じて計算した金額 なお、この場合には、「又は100」を抹消してください。	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
4 「控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額③」	<p>当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額又は個別欠損金額で、過去に繰越控除を受けなかった金額（前期分の⑤の欄の金額）を古い事業年度の分から順次記載します。</p> <p>なお、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は同法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には第6号様式別表12の③の欄の金額を、当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けた場合には第6号様式別表10の⑨の欄の金額を記載します。</p>	
5 「当期控除額④」	<p>当該事業年度の③の欄の金額と、②の欄の金額から当該事業年度前の④の欄の金額の合計額を控除した金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。</p>	